

各区局・統括本部長

財 政 局 長

令和 5 年度の予算編成の進め方について

各区局・統括本部長においては、「令和 5 年度予算編成スタートにあたっての市政運営の基本的な考え方」のもと、「中期計画」の基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現を念頭において、令和 5 年度予算編成に取り組んでください。

1 編成の前提等

(1) 「財政ビジョン」、「中期計画」、「行政運営の基本方針」と連動した予算編成

持続可能な市政の土台である「財政ビジョン」に基づき、「中期計画」で掲げる施策の推進と財政の健全性の維持を両立させるべく、5 年度予算編成を進めます。

具体的には、「中期計画」で示された様々な施策の方向性や指標の達成に向けて、各事業の目的・効果・評価などを確認・反映するとともに、“政策-施策-事業の体系化”を踏まえて政策や施策の達成に、より効果的な事業とはなにかを議論し財源をシフトさせるなど、事業の新陳代謝を進めます。あわせて、「行政運営の基本方針」に掲げた、「創造・転換」を理念とする歳出改革の観点から、事業見直しや財源確保の取組を進めます。

こうしたことによって、「財政ビジョン」「中期計画」「行政運営の基本方針」という 3 つの市政方針と連動した、5 年度予算案となるよう編成を進めていきます。

(2) 新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等の影響への対応

今後の感染動向が不透明な中、原油価格・物価高騰等の影響もあり、市民生活や事業活動などの変化も急激かつ大きくなっています。こうした状況に柔軟に対応すべく、国の動向などを注視し、4 年度下半期の補正予算対応も考慮に入れながら、5 年度予算案についても検討していく必要があります。予算編成にあたってはそうした状況の変化を見極めながら、最適な事業手法や費用対効果の最大化など事業の創造・転換の視点を持ち、検討を進めてください。

2 5 年度予算編成の進め方

(1) マネジメントとガバナンスの強化

ア 市長ディスカッションの充実

予算案の最終形を見据え、市長を中心とした議論・検討をより充実させていくため、財政局・政策局・総務局が中心となり、中期計画等を踏まえた政策的なポイントや歳出改革への取組状況について整理し、市長との今後の方向性に関する議論を早期に開始します。

イ 中期計画推進枠の創設

5 年度予算編成では、中期計画の基本戦略『子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ』を重点的に推進するため、この実現に寄与する事業については、創造・転換、新たな発想等により「原案編成水準」とは別枠で要求できる「中期計画推進枠」を新設します。

ウ 5 年度予算編成における歳出改革について

5 年度予算編成においては、現時点で ▲200 億円の収支不足が見込まれています。これを解消しながら 5 年度に必要な施策を進めるとともに、減債基金の臨時的な活用に依存した状態から段階的に脱却し、持続可能な市政を実現していくためには、歳出改革を進めることが必要です。

別途通知する「令和 5 年度予算編成における歳出改革基本方針」(令和 4 年 9 月 2 日総行 730 号)のもと、全庁一丸となって、歳出改革に取り組んでください。

(2) 予算編成方法の強化

ア 予算編成における総合調整機能の強化

厳しい財政状況の中にあっても、施策・事業の緊急度や、事業の効果などを踏まえた優先順位付けを徹底し、「財政ビジョン」「中期計画」「行政運営の基本方針」などにに基づき、政策局・総務局・財政局が全市的な観点からより踏み込んだ調整ができるよう、全庁的な視点に立ったマネジメントをより強化した予算編成を進めます。

具体的には、各区局・統括本部が担う役割と政策局・総務局・財政局が担う役割を次のとおり明確にし、早期に今後の方向性に関する議論を開始し、市長審査の中で最終的な予算案を取りまとめます。

	主 な 役 割
各区局 ・統括本部	中期計画や行政運営の基本方針など市政の方針を踏まえた、施策の推進と歳出改革の両面からメリハリのついた原案の編成
政策局 総務局 財政局	中期計画や行政運営の基本方針を踏まえた、今後の財政運営、最終的な予算案を見据え、3局が連携しながら、原案の修正・審査も含めた総合調整の実施

イ 事業の分類

事業を次のとおり分類し、この分類に応じて、財政局は全市的な観点から総合調整を行います。

	内容	政策局・総務局・財政局の対応
重点調整事業	政策的・財政的な観点から、全庁的な議論が必要な事業	計上内容に対する審査を実施
総合調整事業	原案編成水準を踏まえ、各区局・統括本部において編成する事業	局原案の計上状況の確認、修正・審査、重点調整事業への移行

(3) 各区局・統括本部予算原案編成の実施

5年度予算編成では、各区局・統括本部予算原案を編成する際の“目安”として「原案編成水準」を示しました。

各区局・統括本部は、次の「予算編成ルール」に沿って、真に必要な施策・事業に財源を集中したメリハリのある予算原案の作成に取り組んでください。

【参考】 予算編成ルールと各局予算原案の調整を行う主な場合

<各局予算原案の作成に向けた「予算編成ルール」>

- ① 新規事業や既存事業の拡充にあたっては、同じ目的を持って実施している他事業からの転換を基本とすること。
また、4年度予算からの事業費の増額を行う場合は、そのために必要な財源を、原則として、既存事業の見直しや休止、スケジュールの先送りによる財源の平準化などにより捻出するとともに、後年度負担分についても財源捻出策を明確に示すこと。
- ② 事業の必要性や費用対効果、後年度負担、民間の資金・ノウハウの活用、新たな財源確保などについて十分に検討した上で、最も効果的・効率的な事業手法を選択すること。
- ③ 義務的な経費や管理費などの経常的な経費については、見直しを十分に行った上で、他の経費よりも優先して年間の必要額を計上すること。また、施設の維持保全水準に十分留意し、必要な保全関連経費を確保すること。
- ④ 事業費の積算にあたっては、物価水準や種々の国基準単価などに照らし、適切に反映すること。ただし、事業の見直しも合わせて検討し、安易な歳出増とならないよう留意すること。
- ⑤ 厳しい財政状況の中でも、重点施策に必要な予算が計上されるよう、局予算原案の作成段階から、政策局・総務局・財政局等の関係局と連携して取り組むこと。

< 財政局を中心とした関係局による“審査”により各局予算原案の調整を行う主な場合 >

- ① 国・県等の本市以外の予算案の状況により、本市予算に影響がある場合
 - ② 各区局・統括本部の予算原案に、既存事業の見直しや休止などにより財源を捻出することなく、新規事業や事業の拡充が盛り込まれている場合
 - ③ 複数の局で類似事業や同種の経費がある場合で、市としての統一性が必要な場合
 - ④ 各区局・統括本部の予算原案において、十分な事業の見直しが行われていない場合
 - ⑤ 事業費の積算が不十分な場合
- 例：義務的経費や施設の管理費等の経常的経費において年間必要額が確保されていない。
- ⑥ 特定財源の積算が、国等の補助制度や過去の実績などからみて不十分な場合
 - ⑦ 収支不足額の解消や政策的な観点から最終的な予算案作成のために必要な場合

(4) データを重視した政策形成・根拠に基づく施策立案

5年度予算編成では、厳しい財政状況の下にあっても「中期計画」で掲げた取組を推進するために、限られた財源をより効果的に活用することが求められています。

「中期計画」では、施策の方向性や達成状況を測る指標を設定し、その実現に向けて“政策-施策-事務事業を体系化”しますが、予算編成にあたっては、この体系を意識して、目的や効果に着目して、より効果的な事業へ財源をシフトすることで、予算の新陳代謝を進めてください。また、成果志向の予算編成を行っていくため、事業・取組の成果に至るロジックを整理するとともに、事業の必要性（課題やニーズ）や効果（効率性・費用対効果・有効性等）に関するデータ・根拠を踏まえた優先順位付けを徹底的に行ってください。

(5) 区が把握した課題やニーズへの対応と区に関する予算の充実

地域課題が複雑・多様化する中で、現場主義を実現する観点から、各区が把握している課題やニーズに対し、区局・統括本部が連携して取り組むことが重要です。「横浜市区役所事務分掌条例」に基づく「区提案反映制度」の趣旨を踏まえ、区局間における十分な協議を行った上で各局・統括本部は区からの提案内容を最大限尊重し、予算や制度への反映に努めてください。

局・統括本部の予算編成に当たっては、区における事務の効率化や環境改善を図るとともに、区が執行する「区配事業」について、区が把握した課題によりきめ細かく対応できるよう、事業内容の見直しを行う等改善に努めてください。

さらに、区においては個性ある区づくり推進費の編成に当たって、下記の通知を参照の上、事業目的の明確化や事業見直し、新規・拡充事業の企画の促進等に取り組んでください。

< 参照 >

- ・令和4年7月28日付市区第132号「区に係る予算編成上の留意点について」
- ・令和4年7月28日付市区第127号「区への配付予算の公表等について」
- ・令和4年8月19日付市区第155号「令和5年度個性ある区づくり推進費（自主企画事業費）の予算編成について（通知）」

資料編

- 1 予算編成を進めるにあたっての留意点 資料1

- 2 中期財政見通し（令和5～7年度）（一般会計） 資料2

- 3 令和5年度予算編成 重点調整事業一覧 資料3

資料 1

予算編成を進めるにあたっての留意点

1 各区局・統括本部予算原案の作成

各区局・統括本部は、経営責任職のリーダーシップのもと、本市の厳しい財政状況に対する認識を区局・統括本部全体でしっかりと共有したうえで、中期計画や現下の社会情勢、経済情勢等を踏まえ、5年度予算案の方向性を議論してください。また、事業・取組の議論を進める際には、事業の必要性（課題やニーズ）や効果（効率性・費用対効果・有効性等）に関するデータ・根拠を踏まえた優先順位付けを徹底的に行ってください。

2 「原案編成水準」を「塊」ととらえ、真に必要な事業への財源の重点化

(1) 「塊」としての「原案編成水準」

各局・統括本部への「原案編成水準」の算定にあたっては、各局・統括本部の事業規模等に応じて、最低限のベースラインとして調整率を設定していますが、個々の事業について、その調整率を乗じた額で予算計上することをお願いしているものではありません。「原案編成水準」全体を“塊”としてとらえ、それぞれの現場が抱える課題を整理し、事業のメリハリをつけながら、「どのように活用すれば、市民満足度の向上につながるのか」という視点で検討をお願いします。

なお、今回お示しした「原案編成水準」はあくまで予算原案を編成する際の“目安”であり、予算原案提出後の全市的な総合調整の段階では、全事業を対象として計上内容・水準の調整を実施します。

5年度予算編成では、4年度予算に引き続き、厳しい財政状況となることが見込まれます。5年度に真に必要な施策・事業に財源を集中するため、各区局・統括本部においては現場主義の視点を持ち歳出改革・財源捻出への取組をお願いします。

※「原案編成水準」の考え方

「原案編成水準」＝「塊」です。現場において真に必要な事業の予算化ができるよう、一部の例外を除き、財源算定の際の所要見込額に拘束されるものではありません。

○主な例外規定 職員人件費、公債費、扶助費、義務的な繰出金、財政の健全性確立関連経費、債務負担設定済事業など所要見込額を算定した事業

(2) 原油価格・物価高騰等及び新型コロナウイルス感染症への対応

感染動向や国際情勢、経済環境等による市民生活や市内経済への影響、国の動向などを注視し、これまでの対策を単に継続するのではなく、5年度予算案に盛り込むことが必要な対策をゼロベースで検討してください。

3 公正・適正な事務執行の徹底

施策、事業の実施にあたっては、公正・適正な事務執行を徹底してください。全ての職場において、適正な手続で施策を実現できる予算原案を作成し、積算根拠、執行科目の区分などの確認・点検は、事業所管課はもちろんのこと、経理担当課においても全事業について十分に行うようお願いします。

また、予算執行時において不適切な事務を行うことがないよう、予算の編成過程において事業手法、手続等の点検・検討を確実に実施してください。

4 中小企業振興の取組の推進

「中小企業振興基本条例」を踏まえ、発注・調達の対象を適切に分離・分割するなど市内中小企業の受注機会の増大・確保に努めてください。

公共事業の予算編成にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止や相次ぐ災害対応等の状況変化に対し、受注される事業者の視点や影響も汲み取りながら、適切な工期を確保するなど十分配慮してください。また、年間を通じて、工事量や設計・測量等の業務量が平準化するよう、特に、4月から6月の閑散期における工事量の確保に努めてください。これらに伴い、適切に債務負担行為を設定し、年度を跨ぐ発注に取り組むなど、計画的な発注や施工時期の平準化を一層進めてください。

また、本市補助金を活用する事業の市内事業者への発注はもとより、補助金を活用する工事等に対する前金払いの活用促進、本市が経費を一部負担している国等事業主体や本市外郭団体等における市内中小企業への発注促進の要請等に取り組むなど、中小企業振興や経済活性化の視点にも十分に配慮して、効果的な施策・事業を工夫してください。

5 障害者就労施設等からの優先調達の推進

「横浜市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を踏まえ、障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達に努めてください。

6 積極的な歳入確保策

徴収実績、滞納整理状況について日常的に点検し、市民の視点に立ち、様々な影響を考慮したうえで、歳入の確保に引き続き努めてください。

また、確実に未収金を減らすため、「未収債権整理促進のための取組方針(平成22年6月18日市長通知)」に基づき、的確な債権管理を行ってください。

具体的には、それぞれの制度の周知や適正な審査・確認を徹底するとともに、納付環境の整備を進めるなど滞納発生未然防止策を講じてください。そして、未納が発生した早い段階から適切に対応できる対策の充実を図り、法的な手続きの的確な履行等に取り組んでください。さらに、専門人材の活用を推進するなど未収債権回収に向けた仕組みづくりを進めてください。

なお、的確な債権管理に向けた効果的・効率的な対策を講じるための経費は確実に計上してください。

7 監査結果の予算への反映

監査委員が行う各種監査、外部監査人が行う外部監査により受けた提言・意見等について、改善に向けて取り組み、その改善内容(予定含む)を、確実に予算に反映させてください。

8 予算に関する情報提供の充実

市民の皆様の信頼に基づいた財政運営を進めるため、5年度予算案から事業計画書の公表時期を前倒すなど、予算に関する情報提供を着実に進めます。

各区局・統括本部においても、客観的なデータや根拠に基づいたよりわかりやすい予算説明資料の作成及び市民への情報提供(ホームページへの掲載等)に努めてください。

<例年の対応に基づいた予定>

- ・ 予算議案・予算に関する説明書のホームページへの公表：令和5年2月上旬(議案発送後)
- ・ 事業計画書のホームページ等への公表：令和5年2月上旬
- ※4年度予算事業計画書の公表：令和4年2月中旬
- ・ 予算編成過程・補助金一覧のホームページ等への公表：令和5年2月下旬

●中期財政見通し（令和5～7年度）（一般会計）

<試算における基本的考え方>

1 歳入の見込み

（1）市税

- ・4年度収入見込額をもとに、過去の実績、税制改正や今後の経済動向等を踏まえて試算
 ※横浜みどりアップ計画[2019-2023]の財源の一部として、同期間での横浜みどり税収入を見込んで試算
 ※5年度以降については、年間補正財源(4年度予算:20億円)を留保していません

（2）地方交付税

- ・4年度交付実績額をもとに、市税収入の動向や地方財政措置の考え方等を踏まえて試算

（3）県税交付金

- ・4年度収入見込額をもとに、税制改正等を踏まえて試算

（4）その他

- ・減債基金繰入金は、「財政ビジョン」のベンチマークの一つである「2030(令和12)年度までに減債基金の取り崩しによる財源対策から脱却(2030(令和12)年度までに上限1,000億円を活用)」という考え方のもと、計画期間中の活用額を700億円として試算

（5）市債

- ・「財政ビジョン」のベンチマークの一つである「一般会計が対応する借入金 市民一人当たり残高について、2040(令和22)年度末残高を2021(令和3)年度末残高程度に抑制」という考え方のもと、計画期間中の市債活用額を約5,300億円程度※として試算
 ※4年度予算では1,360億円活用し、5年度から7年度の市債活用額は概ね均等として試算

（6）特定財源

- ・扶助費などの増加に連動した国費の増などを反映し試算

2 歳出の見込み

（1）人件費

- ・4年度当初予算をベースに、65歳への定年引上げの制度改正(5年度から実施)を見込み、定年退職予定者数等を積み上げて試算
 ※5年度以降の給与等の改定分は見込んでいません

（2）公債費

- ・過年度の市債発行実績及び試算に用いた発行額等に基づき試算

（3）扶助費・義務的な繰出金

- ・4年度当初予算をベースに、過年度の実績等を踏まえて試算

（4）施設等整備費

- ・必要な公共投資を進めていくため、上記「1(5)市債」の活用検討を考慮しながら、4年度当初予算と同額で試算

（5）行政運営費・任意的な繰出金

- ・コロナ関連経費等を除き、4年度当初予算と同額で試算

※ コロナ関連経費について、4年度は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や包括支援交付金を財源として実施していますが、5年度以降は国の措置が不明なため、歳入・歳出ともに考慮していません

※ 中学校給食の喫食率向上や供給体制の確保に向けた準備、小児医療費助成の制度拡充、敬老パスの75歳以上の無償化について現時点で想定される事業費240億円を見込んでいます

※ 本見通しは、過年度実績等による積み上げ的に試算しているため、統計データをもとに回帰分析等も採り入れ試算している長期財政推計とは一致しません

(単位：億円)

項目	4年度予算	5年度推計	6年度推計	7年度推計	4～7年度 4か年累計
歳入	19,750	18,840	18,910	18,960	76,460
一般財源	10,680	10,500	10,520	10,520	42,220
市税	8,440	8,650	8,690	8,730	34,510
地方交付税	270	220	200	200	890
県税交付金	1,140	1,140	1,150	1,150	4,580
その他	830	490	480	440	2,240
うち、減債基金繰入金	200	200	150	150	700
市債	1,360	1,320	1,310	1,310	5,300
特定財源	7,710	7,020	7,080	7,130	28,940
歳出	19,750	19,040	19,280	19,390	77,460
人件費	3,740	3,640	3,780	3,670	14,830
公債費	2,130	1,780	1,770	1,740	7,420
扶助費	5,490	5,560	5,700	5,760	22,510
義務的な繰出金	1,740	1,840	1,870	1,900	7,350
施設等整備費	1,980	1,980	1,980	1,980	7,920
行政運営費・任意的な繰出金	4,670	4,240	4,180	4,340	17,430
差引：歳入-歳出	0	▲ 200	▲ 370	▲ 430	▲ 1,000

令和5年度予算編成 重点調整事業一覧

局・統括本部名	事業名	局・統括本部名	事業名	
温暖化	Zero Carbon Yokohamaの実現	資源循環	資源選別施設管理運営事業	
デジタル	デジタルプラス事業		保土ケ谷工場再整備事業	
政策	政策調査費	建築	公共建築物長寿命化対策事業	
	横浜市立大学運営交付金		天井脱落対策事業	
	横浜市立大学貸付金		借上型市営住宅費	
	横浜市立大学関係施設整備事業		市営住宅整備事業	
国際	海外事務所運営事業		住宅セーフティネット構築事業	
	海外プロジェクト推進事業		国際園芸博覧会推進事業	
	公民連携による国際技術協力事業		公共交通利用促進費	
市民	地域防犯活動支援事業	都市整備	鉄道計画検討調査費	
	スポーツ施設管理運営事業		旧上瀬谷通信施設地区新たな交通検討事業	
文化観光	文化施設運営事業		関内・関外活性化推進事業	
	横浜トリエンナーレ事業		エキサイトよこはま22推進事業	
	横浜芸術アクション事業		まちの不燃化推進事業	
	観光施設維持管理事業		旧上瀬谷通信地区施設周辺道路整備事業	
	観光振興事業		市街地開発事業費会計繰出金	
経済	企業立地促進条例による助成事業		道路	道路修繕事業
	グローバルビジネス推進事業			横浜市生活交通バス路線維持支援事業
	海外連携推進事業			横浜市地域交通サポート事業
	「グローバル拠点都市」推進事業	道路特別整備費		
	工業技術支援センター事業	街路整備費		
	技能文化会館管理運営事業	道路費負担金		
子ども青少年	施設型給付費	港湾	河川整備費	
	保育・教育施設向上支援費		カーボンニュートラルポータル形成推進事業	
	地域型保育給付費		山下ふ頭再開発事業	
	地域型保育向上支援費		港湾整備費負担金	
	保育所等整備事業		新本牧整備費負担金	
	地域療育センター運営事業		建設発生土受入事業【港湾整備事業費会計】	
	公立児童福祉施設整備事業		旧上瀬谷通信施設地区防災機能検討調査費	
健康福祉	地域ケアプラザ運営事業	消防	消防訓練センター維持管理費	
	小児医療費助成事業		消防本部庁舎等整備費	
	法定事業移行支援事業		教職員人件費	
	障害者グループホームB型設置運営費補助事業	教育	ICT支援員派遣事業	
	敬老特別乗車証交付事業		放課後学び場事業	
	生活困窮者自立支援事業		中学校給食事業	
	国民健康保険事業費会計繰出金		小中学校整備事業	
医療	初期救急医療対策事業		学校特別営繕費	
	病院事業会計繰出金		エレベーター設置事業	
環境創造	公園整備費		市立学校空調設備整備事業	
	みどり保全創造事業費会計繰出金		体育館空調設備設置事業	
	下水道事業会計繰出金			